

広島県告示第八百二十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定
によって、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定する。

平成二十三年九月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八三号

三 道路の区域

区 間	延 長 (メートル)	上り・下り 又は上下線	備 考
三次市十日市中二丁目一六四六番一 地先から 三次市十日市東一丁目一六〇三番六地 先まで	三四〇	上下線	